

田口山校区コミュニティ協議会 会則

(名称)

第1条 本協議会は「田口山校区コミュニティ協議会」（以下「本会」）と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は田口山小学校または会長宅に置く。

(目的)

第3条 本会は、校区内の自治会、各種団体の自主的な活動を促進し、相互における緊密な連絡調整に努めるとともに、校区内の協議機関として、住民の連帯意識を増進し、コミュニティの推進と福祉の増進及び環境の保全を図り、安全で安心な、住みよい街づくりを目指すことを目的とする。

(組織・構成員)

第4条 本会は、第13条の役員、校区内の自治会の長、管理組合の長のほか「別添1」に定める「田口山校区コミュニティ協議会組織図」に掲げる各種委員・団体等（以下「構成員」）により構成する。

(活動)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、校区内における住民を対象として、次に掲げる活動を行う。

- ① 住民相互の情報交換と連携及び広報活動に関すること
- ② 社会福祉の充実・増進活動に関すること。
- ③ 防犯・交通対策等の広域的活動に関すること。
- ④ 自主防災に関すること。
- ⑤ 青少年の健全育成活動に関すること。
- ⑥ 生活環境の整備及び改善等の活動に関すること。
- ⑦ 文化・学習・スポーツ・レクリエーション等の活動に関すること。
- ⑧ その他、本会の目的達成に必要な活動に関すること。

(機関)

第6条 本会には次の機関を置く。

- ① 総会
- ② 執行部役員会（随時開催）
- ③ 運営委員会（毎月1回開催）
- ④ 定例会（毎月1回開催※5月は総会）
- ⑤ 必要に応じて特別委員会を設置することができる。

(総会)

第7条 総会は、本会の最高議決機関であって、次の事項を審議・決定する。

- ① 本会の運営に関すること。
- ② 会則の制定及び改廃に関すること。
- ③ 役員の選任
- ④ 決算及び事業報告
- ⑤ 予算及び事業計画

⑥ その他、議決が必要であると認める事項

- 2 総会は毎年5月末日までに会長が招集し、総会で選出された議長が運営する。
- 3 運営委員会が必要と認めたときは、会長は臨時総会を招集しなければならない。
- 4 総会、臨時総会は第4条に掲げる構成員をもって構成し、その過半数をもって成立する。
- 5 総会、臨時総会の議決は出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長がこれを決する。
- 6 構成員が出席できない場合は、議決に関する一切の権限を議長に委任することができる。

(執行部役員会)

第8条 執行部役員会は、第13条①～④に掲げる役員（以下「執行部役員」）で構成し、必要の都度、会長が招集、議長となり、第7条の事項及び緊急案件を審議し、必要に応じ運営委員会に諮る。

また、会長から委嘱された相談役及び顧問も参画することができる。

(運営委員会)

第9条 運営委員会は第13条の役員及び第4条の構成員のうち、会長が必要と認めた者で構成し、その過半数の出席をもって成立する。

- 2 運営委員会は毎月1回会長が招集し議長となり、執行部役員会で決定した事項を審議する。
- 3 運営委員会で審議・決定した事項について、定例会で報告・伝達・協議する。

(定例会)

第10条 構成員による会議を定期的に月1回開催し、構成員相互の活動報告及び連絡事項等の伝達・協議を行う。

(特別委員会の設置)

第11条 会長は、必要に応じ運営委員会に諮り、特別委員会を設置することができる。

(特別委員の任期)

第12条 特別委員は、運営委員会に諮り、会長が指名する。

任期は、各特別委員会の事業が終了と同時に解散・解任とする。

(役員)

第13条 本会の役員は、次のとおりとする。

但し、①～④は「執行部役員」と称する。

- ① 会 長 1名
- ② 副会長 若干名
- ③ 書 記 1名以上
- ④ 会 計 2名
- ⑤ 幹 事 若干名
- ⑥ 特別委員会（正・副委員長）

- 2 上記役員のほか、必要に応じ、会長は、相談役及び顧問を委嘱することができる。

(役員の選出)

第14条 前条の役員の選出は、運営委員会に諮り、会長が候補者を指名し、総会の承認を得るものとする。

(役員の任務)

第15条 役員の職務は、次のとおりとする。

- ① 会長は、本会を代表し、会務を統括すると共に、第3条の目的を達成するために関係団体との連携を図る。
- ② 副会長は、会長を補佐し、会長がその任務を遂行できない場合は代行する。
- ③ 書記は、各種会議等を記録し、庶務を担当する。
- ④ 会計は、本会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。
- ⑤ 幹事は、運営委員会の構成員として意見を述べ若しくは助言をすることができる。
- ⑥ 特別委員長（正・副）は、運営委員会の構成員として意見を述べ若しくは助言をすることができる
- ⑦ 会長から委嘱された相談役は、会長が指定した会議に出席して意見を述べ若しくは助言をすることができる。
- ⑧ 会長から委嘱された顧問は本会の活動に適宜参画する。

（役員の任期）

第16条 役員の任期は、次のとおりとする。

- ① 役員の任期は1年とする。但し再任は1回とする。
- ② 役員に欠員が生じたときの補充選出は、運営委員会において行い、選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員の解任）

第17条 役員が心身上の健康を害し、その職務執行に堪えないと認めたときは、役員の申し出如何に問わず、任期途中でであっても、運営委員会に諮り解任することができる。

- 2 役員が任期途中で辞任するときは、会長に申し出て、運営委員会の承認を得る。
- 3 役員が職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったと認められるときは、任期途中でであっても、運営委員会に諮り解任することができる。

（会計監査）

第18条 本会の会計監査は2名とし、会計事務を監査し総会に報告する。

（会計年度）

第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

（経費）

第20条 本会の経費は次のものをもって充てる。

- ① 行政からの補助金
- ② 各自治会からの分担金
- ③ 事業収益金
- ④ 寄付金
- ⑤ その他の雑収入

（会則改廃の議決）

第21条 本会則は、総会において出席者の2分の1以上の賛成がなければ改廃できない。

- 2 本会則の改正案は10日前に構成員に通知しなければならない。

（緊急問題）

第22条 緊急問題が発生した場合には、その都度、執行部役員会で決定し、必要な措置をとるものとする。

(会則の解釈)

第23条 この会則について疑義が生じた場合には、運営委員会において解釈の決定を行う。

【附則】 本会則は平成28年5月20日から施行する。

平成 6年	10月15日	制定
平成11年	5月22日	一部改正
平成13年	7月20日	一部改正
平成22年	5月14日	一部改正
平成23年	5月20日	一部改正
平成26年	5月16日	一部改正
平成28年	5月20日	全部改正
令和 6年	5月17日	一部改正

令和6年5月17日

これは本会の現行会則である。